

平成27年度 第2回芦屋市保有土地（高浜町1番社会福祉施設建設用地）
活用事業者選定委員会会議要旨

日 時	平成27年11月30日（月）19時00分～21時00分
会 場	市役所 東館3階 大会議室2
出 席 者	出 席 委員長 平野 隆之 副委員長 森川 太一郎 委 員 木下 隆志 委 員 藤原 克彦 委 員 辻 正彦 委 員 山城 勝 委 員 寺本 慎児
事務局	福祉部社会福祉課 廣瀬課長，柏原係長，村岡主事 地域福祉課 細井課長 生活援護課 中西課長 障害福祉課 鳥越課長 高齢介護課 宮本課長
会議の公開	■非公開 会議の冒頭に諮り，出席者全員の賛成により決定した。 〈芦屋市情報公開条例19条の規定により，非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〉 〈非公開とした理由〉 公平公正に芦屋市保有土地活用事業者を選定するため，落札者決定基準等の審議は非公開で運営することが適当であるため。
傍聴者数	なし

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議題：募集要項（市案）について
- (3) その他
- (4) 閉会

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
資料2 募集要項（案）

3 会議の成立

芦屋市保有土地活用事業者選定委員会規則第3条第2項に基づき，7名中7名の委員の出席により会議は成立。

4 審議経過

芦屋市保有土地（高浜町1番社会福祉施設建設用地）活用事業者提案競技募集要項（案）について，事務局より説明を行い，以下について意見が出され協議した。

- (1) 市が提案する趣旨や理念を明確に表現し，審査基準には事業者が提案する機能の内容について評価できるように工夫をした方が良い。

- (2) 募集要項の記載内容の順番について、応募者として何が知りたいかという視点から記載するほうがよい。
- (3) 高齢者や障がいのある人だけでなく、市営住宅の入居者も対象とした事業等も検討し、ひとり親家庭などを対象とした機能や地域の子育て拠点となる機能、次代を担う子どもたちを支援する機能等を盛り込むべきではないか。
- (4) 「機能」については、募集要項には制度上の名称についても記載し、入居系サービスも含む多機能型の社会福祉施設であることから、社会福祉複合施設としてはどうか。